

排水設備工事の事務手続き（事業所用）

1 申請の手続き

公共下水道・農業集落排水・町設置型浄化槽に接続する場合は申請が必要です。

排水設備指定工事店が申請者に代わって書類の作成、提出の手続きを行なうこととなります。

2 提出する書類

(1) 排水設備等計画確認申請書（事業所用）

(ア) 接続区分

公共下水道・農業集落排水・町設置型浄化槽のうち接続する区分を記入して下さい。

(イ) 申請区分

- 新設 新しく排水設備を設置する場合をいう。
- 増設 増築等により排水設備を増設して接続する場合をいう。
- 改築 既存の排水設備に対し新たに水洗便所等を接続する場合をいう。

(ウ) 建物に関する用途と名称

- 業種・・・飲食業、製造業、建設業等
- 住所、事業所名を記入して下さい。

(エ) 水源の区分

使用している水源が、上水道又は井戸水、工業用水あるいは併用して使用しているかを記入して下さい。工事完成検査時に確認をします。

(オ) 排水の用途

何を排水するのかを記入して下さい。

(カ) 日最大排水量

- 1日の最大排水量と排水の実稼働時間、又は計画・予定を記入。
- 特定施設・・・人の健康に被害を与えるおそれのある物質、生活環境に悪影響を与えるおそれのある項目を含む汚水、又は廃液を排出する施設
- 除害施設・・・飲食店等で動植物性油脂類を分離するグリーストラップ(グリース阻集器)や、給油所等で鉱油類等を分離するオイル阻集器(ガソリントラップ)等が設置されている、もしくは設置する必要がある場合。

(キ) 既設浄化槽の有無

既設浄化槽の有無を記入して下さい。浄化槽が設置されていた場合は、廃止届が必用です。

(ク) 施工業者

排水設備を施工する「指定工事店」の住所、会社名及び町指定番号、責任技術者名及び登録番号、電話番号を記入して下さい。

- (ケ) 施工予定期間
当該工事の施工予定期間を記入して下さい。
- (コ) 権利の承諾欄
申請人が借家、借地をしている場合は土地または家屋の所有者の承諾を得て下さい。

(2) 排水設備工事費調書

- (ア) 別添の記入例を参考に、材料費と労務費を区分して積算して下さい。
- (イ) 工事量が多い場合は用紙を2枚にして下さい。
- (ウ) 経費率は適宜計上のこと。
- (エ) 除害施設等を設置する必要がある場合は図面及び仕様書を提出してください。
- (オ) 原則ホルソーでの施工は禁止とします

(3) 土地の付近見取り図

- (ア) ゼンリン地図等 1/2,500

(4) 平面図、配管立図

- (イ) 平面図、配管立図の作成は、「下水道排水設備指針」による。
- (ウ) 縮尺は 1/100 を基準とする
- (エ) 既設配管部分の作図及び浄化槽や便槽の位置も記入して下さい。

3 特定施設の主なもの

- (ア) 300以上の病床数を有する病院のちゅう房施設など
- (イ) 弁当仕出屋、飲食店、料亭などのちゅう房施設
- (ウ) クリーニング工場の洗浄施設
- (エ) めん類・あん・豆腐等の工場の湯煮施設など
- (オ) 畜産食料品・水産食料品製造業の原料処理施設など
- (カ) 洗車場・ガソリンスタンドなどの自動式車両洗浄施設
- (キ) 野菜を原料とする保存食料品製造業の原料処理施設など
- (ク) 印刷工場などの現像洗浄施設など
- (ケ) 研究・試験・検査事業場の洗浄施設など
- (コ) 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物の焼却施設
- (サ) このほかに他業種にわたって、種々の施設が「水質汚濁防止法」・「ダイオキシン類対策特別措置法」により、特定施設に指定されています。

4 変更の申請が必要な場合

- (ア) 変更のある場合は事前に上下水道課と協議してから変更申請して下さい。
- (イ) 使用水の区分を変更したとき。

(ウ) 工事内容を大きく変更したとき。

(工) 管路勾配の変更等

5 完成の手続き

排水設備指定工事店が申請者に代わって完成書類の作成、提出の手続きを行なうこととなります。

6 完成時に提出する書類

(1) 排水設備工事完成届

- 工事完了の日から7日以内に排水設備工事完了届を提出して下さい。
- 確認番号及び確認年月日については、送付した計画確認書の番号及び日付を記入

(2) 付近の見取り図

(3) 竣工図（平面図、配管立図）

(4) 配管状況のわかる写真（カラーコピー）

(5) 排水設備工事費調書

- 大きく変更があった場合は工事費調書の再提出。

(6) 下水道等使用開始届

- 使用開始等の日を料金徴収基準日として算出します。

(7) 浄化槽廃止届

- 浄化槽を撤去した場合は町の環境課へ廃止届の提出が必要です。

7 排水設備使用から完了までのフロー

(1) 排水設備等計画確認申請書を上下水道課へ提出（指定工事店）



(2) 内容を確認し計画確認書を上下水道課から指定工事店に通知します。



(3) 計画確認書が届いたら施工を開始してください。



(4) 施工終了後、工事完成届と下水道等使用開始届を上下水道課へ提出してください。（指定工事店）



(5) 検査の日程を調整し現地にて確認検査を行います。（上下水道課）

- 各設備から水を流し接続状況の確認
- ミラー確認